



静岡市立西奈中学校PTA会則

■ P T A 会 則

(名称と事務局)

- 第1条 本会は静岡市立西奈中学校PTAという。
- 2 本会の事務局は静岡市立西奈中学校に置く。

(本会の目的)

- 第2条 保護者と教職員の緊密な連携のもとに、生徒の健全な育成を図り、併せて会員相互の教養を高めることを目的とする。

(活動内容)

- 第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
- (1) 学校と家庭と地域との連携を図る。
 - (2) 学校教育環境の整備・充実に協力する。
 - (3) 地域の関係機関と連携し、生徒の校外生活の補導と育成を図る。
 - (4) 会員相互の教養の向上を図る。
 - (5) 健全なる生徒活動の育成に協力するとともに、各種の文化、体育等の大会や競技に参加する生徒を援助する。
 - (6) その他、本会の目的達成のために必要な活動を行う。

(会員及び会費)

- 第4条 本会は、本校生徒の保護者、教職員及び本会の目的に賛同するものを会員とする。
- 第5条 会員は会費を納めるものとする。
- 2 会費は、年額2800円とする。ただし、保護者会員の会費は生徒一人当たり年額2800円とする。

(経理)

- 第6条 本会の経費は、会費、寄附金、本会の事業その他の収入をもってあてる。
- 2 本会の経理は、総会において承認された予算に基づいて行われる。
 - 3 本会の決算は、会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。
 - 4 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(役員及びその選出)

- 第7条 本会の役員は、会長、副会長、書記、会計とする。
- (1) 会 長 1名 会員より選出
 - (2) 副会長 若干名 会員より選出
 - (3) 書 記 若干名 会員より選出
 - (4) 会 計 若干名 会員より選出
- 2 本会の役員は、会員の内より役員選考委員会を開催し、委員会の総意を持って承認を得たものとする。ただし、会計監査委員を兼ねることは出来ない。

(役員の職務)

- 第8条 本会の役員の職務は次のとおりとする。
- (1) 会長は、会務を統括し、本会を代表する。また、総会、運営委員会及び各委員会を招集する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その代理として会長の職務を行うほか、各委員会に参画してその推進にあたる。
 - (3) 書記は、総会及び運営委員会の議事ならびに本会活動に関する重要事項を記録する。また、本会の庶務に関する業務にあたる。
 - (4) 会計は、予算に基づいて本会の一切の会計事務を処理する。また、本会の財産の管理にあたる。



(会計監査委員)

- 第9条 本会の経理を監査するため2名の会計監査委員を置く。
2 会計監査委員は、総会の承認を得て、会員から選出する。

(顧問)

- 第10条 本会に顧問を置くことができる。
2 顧問は、運営委員会の承認を得て会長が委嘱する。
3 顧問は会長の諮問に応ずる。

(会議)

- 第11条 本会の会議は次のとおりとする。
総会、運営委員会、専門委員会、特別委員会
2 総会は、年1回、年度当初に開催し、必要議事を審議する。併せて決算の報告、予算案を審議する。また、必要があれば臨時総会を開催することができる。総会は対面による他、書面等で行うことができる。
3 会員の3分の1以上の署名賛同を得て総会の開催要求があった時は、会長またはその代理者は臨時総会を開催しなければならない。
4 運営委員会は、原則として月1回開催する。また、必要に応じて臨時に開催することができる。
5 専門委員会、特別委員会は業務遂行上必要に応じて開催する。
6 会長は、本会の会議にその会議の構成員以外の会員の出席を要請し、報告、助言及び意見を求めることができる。

(会議の定足数と議決数)

- 第12条 総会は、過半数の会員の出席もしくは承認書等の提出をもって成立する。ただし、委任状を認める。
2 その他の会議は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。
3 本会の各会議の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

(運営委員会)

- 第13条 運営委員会は、本会の役員、家庭教育委員、会計監査委員、顧問、校長、教頭及び教職員代表若干名により構成する。
2 運営委員会は、各委員会の事業計画を調整、推進する。また、総会に提出する議案の作成、その他本会の目的達成のために必要な計画を企画・立案する。

(専門委員会)

- 第14条 専門委員会は、校外生活育成委員会、イベントサポート委員会、広報委員会、部活動委員会とし、その職務は次のとおりとする。
(1) 校外生活育成委員会
生徒の校外生活の指導と育成、交通安全指導等の推進と徹底を図る。
(2) イベントサポート委員会
各種PTA活動の充実と推進を図るためのサポートをする。
(3) 広報委員会
PTA機関紙「巣箱」等の発刊、諸調査及び広報の推進を行う。
(4) 部活動委員会
各部活動間の連携を図り、部活動の円滑な運営と生徒の部活動を支援する。
全国大会等に出場する生徒に対する、協賛金等の募金及び応援体制は、運営委員会で協議し決定する。

(委員会の構成及び委員の選出方法)

- 第15条 各委員会は必要に応じ会員より参加者を募集し、活動を行う。
2 部活動委員会は、各部活動の父母会会長を委員として構成する。
3 各委員会の委員長は本部役員がこれを務める。



(特別委員会)

第16条 本会は次の特別委員会を置く。このほか、必要に応じて、会長は運営委員会の承認を得て特別委員会をおくことができる。

(1) 役員候補者選考委員会

次年度の役員、会計監査委員及び家庭教育委員の候補者を選考する。また、次年度の学年委員長、専門委員長等の候補者を推薦することができる。

2 特別委員会の委員及び委員長は、会長が運営委員会の承認を得て委嘱する。

(家庭教育委員)

第17条 子どもとともに成長する保護者のあり方を追求し、保護者意識の高揚を図るため家庭教育者委員を若干名置く。

2 家庭教育委員は、総会の承認を得て、会員から選出する。

(任期)

第18条 役員、委員及び顧問の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の任期は前任者の残任期間とする。

(帳簿)

第19条 本会には次の帳簿を備える。

- (1) 役員等名簿
- (2) 会計簿
- (3) 備品台帳

(細則)

第20条 この会則に定めることよりほかで本会の運営に必要なことは、運営委員会の定める細則による。

(会則の改廃)

第21条 本会の会則の改廃は、会員の発議により運営委員会で審議し、総会の承認を得て決定する。

(附則)

1 この会則は、昭和50年4月1日から施行する。

- ※昭和50年5月 2日改正
- ※昭和51年4月21日改正
- ※昭和52年4月19日改正
- ※昭和54年5月 2日改正
- ※昭和56年4月28日改正
- ※昭和58年2月19日改正
- ※昭和59年4月21日改正
- ※昭和61年4月26日改正
- ※昭和62年4月26日改正
- ※平成 元年4月22日改正
- ※平成 2年4月21日改正
- ※平成 6年4月30日改正
- ※平成11年4月30日改正
- ※平成12年4月28日改正
- ※平成15年4月23日改正
- ※平成16年4月21日改正
- ※平成18年4月26日改正
- ※平成19年5月 1日改正
- ※平成20年4月28日改正
- ※平成24年4月27日改正
- ※平成27年5月 4日改正



- ※平成28年5月 2日改正
- ※平成30年5月 1日改正
- ※平成31年4月23日改正
- ※令和 2年5月12日改正
- ※令和 3年5月11日改正
- ※令和 5年5月22日改正
- ※令和 6年5月29日改正